

平成 2 7 年 第 3 回 紀 の 川 市 議 会 定 例 会 第 1 日

平成 2 7 年 8 月 2 8 日（金曜日） 開 議 午前 9 時 2 8 分

散 会 午前 1 1 時 3 6 分

◎議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 8 2 号 平成 2 6 年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 3 号 平成 2 6 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 4 号 平成 2 6 年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 5 号 平成 2 6 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 6 号 平成 2 6 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 7 号 平成 2 6 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 8 号 平成 2 6 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 9 号 平成 2 6 年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9 0 号 平成 2 6 年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9 1 号 平成 2 6 年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9 2 号 平成 2 6 年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9 3 号 平成 2 6 年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 94号 平成26年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95号 平成26年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96号 平成26年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 97号 平成26年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 98号 平成26年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 99号 平成26年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第100号 平成26年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第101号 平成26年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第102号 平成26年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第103号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第104号 平成26年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第105号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第106号 工事請負契約の締結について（紀の川市防災行政無線デジタル化工事）
- 議案第107号 工事請負契約の一部変更について（市道調月三和線道路新設改良（その3）工事）
- 議案第108号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第109号 紀の川市個人情報の保護に関する条例の全部改正について
- 議案第110号 紀の川市情報公開条例の一部改正について
- 議案第111号 紀の川市税条例の一部改正について
- 議案第112号 紀の川市防災会議条例の一部改正について

- 議案第113号 紀の川市手数料条例の一部改正について
- 議案第114号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正について
- 議案第115号 紀の川市IT親子ホール条例の廃止について
- 議案第116号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第117号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第118号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第119号 平成27年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第120号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第121号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第122号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第123号 平成27年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第124号 平成27年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第125号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第126号 平成27年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第127号 平成27年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第128号 平成27年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第129号 平成27年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第130号 平成27年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第131号 平成27年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第132号 平成27年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算

（第1号）について

議案第133号 平成27年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第134号 平成27年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第135号 平成27年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第136号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第137号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第138号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更に関する協議について

議案第139号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第140号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並 松 八 重	2番 太 田 加寿也	3番 船 木 孝 明
4番 中 尾 太久也	5番 仲 谷 妙 子	6番 大 谷 さつき
7番 石 脇 順 治	8番 中 村 真 紀	9番 榎 本 喜 之
10番 坂 本 康 隆	11番 森 田 幾 久	12番 村 垣 正 造
13番 竹 村 広 明	15番 西 川 泰 弘	16番 堂 脇 光 弘
17番 室 谷 伊 則	18番 上 野 健	19番 石 井 仁
20番 川 原 一 泰	21番 杉 原 勲	22番 高 田 英 亮

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	田 村 武
市長公室長	林 信 良	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	竹 中 俊 和	危機管理部長	上 山 和 彦
市民部長	中 邨 勝	地域振興部長	森 田 英 嗣

保健福祉部長	服 部 恒 幸	農林商工部長	岩 坪 純 司
建設部長	福 岡 資 郎	国体対策局長	榎 本 守
会計管理者	森 脇 澄 男	水道部長	田 村 佳 央
農業委員会事務局長	米 田 昌 生	教育長	松 下 裕
教育部長	稲 垣 幸 治	企画部財政課長	杉 本 太
代表監査委員	箕 輪 光 芳		

○議会事務局職員

事務局長	城 山 義 弘	次長兼議事調査課長	中 野 朋 哉
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	藤 田 郁 也

（開会 午前 9時28分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

残暑厳しい折、議員各位には平成27年第3回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、平成26年度決算認定や平成27年度各会計補正予算等、多数上程されており、また本日、一部採決もお願いしたいと思います。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議には箕輪光芳代表監査委員にも出席いただいております。

議事に入る前に、表彰状伝達式をとり行います。

去る7月31日に開催されました和歌山県市議会議長会総会において、川原一泰君が議員在職10年以上表彰を受けられました。なお、私も正副議長4年以上表彰を受けておりますので御報告します。

川原議員におかれましては、前の方へお越してください。

〔議長から表彰伝達〕

○議長（高田英亮君） 以上で表彰伝達を終わります。

受賞された川原議員、まことにめでとうございました。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回紀の川市議会定例会を開会いたします。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田英亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番 堂脇光弘君、17番 室谷伊則君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（高田英亮君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る8月19日議会運営委員会を開催していただき、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付している予定表のとおり、本日から9月25日までの29日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの29日間とすることに決しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（高田英亮君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

報告1、監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果報告が、同条第3項の規定によりあり、また地方自治法第199条第4項に基づく定期監査の報告が、同条第9項の規定によりありましたので、お手元に配付しておりますので御確認をお願いします。

次に、市長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、平成26年度紀の川市健全化判断比率及び資金不足比率報告書の提出があり、お手元に配付しておりますので御確認をお願いします。

また、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行ったとの報告が、同条第2項の規定によりありましたので、後ほど配付させていただきます。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりですので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について から

議案第140号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第4、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第140号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議についてまでの62件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成27年第3回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集いただき厚くお礼申し上げます。

また先ほど、和歌山県市議会議長会から永年在職議員表彰伝達を受けられた各議員の皆様、大変おめでとうございます。市民の皆さんとともに喜びを申し上げたいと思います。またこれからも引き続き、市民の皆さんの代表として御活躍を御祈念申し上げます。

さて、心配いたしました台風15号の影響での被害もほとんどなく、朝夕は日ごとに秋らしくなっておりまして。

そういった中、2015年の国わかやま国体、わかやま大会が、いよいよ来月開催されます。おもてなしの気持ちで多くの選手や観客の皆さんをお迎えしてまいりたいと思っております。

また11月7日には、紀の川市合併10周年記念式典を、将来に向かって夢や希望あふれる本市のさらなる飛躍につながるよう開催してまいります。議員各位におかれましても、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

議案は、諮問、3議案、平成26年度決算の認定議案、24議案、工事請負契約の締結及び一部変更に係る議案、2議案、条例の制定・一部改正・廃止に係る議案、8議案、平成27年度各会計補正予算に係る議案、21議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に係る議案、1議案、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更等に関する協議に係る議案、1議案、那賀老人福祉施設組合の解散に係る財産処分及び事務承継に関する協議、2議案、計62議案であります。

その概要を申し上げます。

諮問第4号から諮問第6号までの人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員が、平成27年12月31日任期満了となるため、候補者3名を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第82号 平成26年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第103号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの22議案は、平成26年度各会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

議案第104号 平成26年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてから、議案第105号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてまでの2議案は、平成26年度各会計における事業剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。並びに各会計の決算について、同法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

議案第106号 工事請負契約の締結については、防災行政無線デジタル化工事に係る請負契約の締結に係る議案で、議会の議決を求めるものであります。

議案第107号 工事請負契約の一部変更については、市道調月三和線道路新設改良その3工事において、切土のり面施工中に亀裂が発生したのり面の補強対策が必要となったため、契約金額の変更について議会の議決を求めるものであります。

議案第108号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要な事項を定めるものであります。

議案第109号 紀の川市個人情報の保護に関する条例の全部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第110号 紀の川市情報公開条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に係る個人情報の保護に関する条例の全部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第111号 紀の川市税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第112号 紀の川市防災会議条例の一部改正については、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第113号 紀の川市手数料条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第114号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正については、粉河支所の移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第115号 紀の川市IT親子ホール条例の廃止については、紀の川市IT親子ホールの設置目的を変更し、桃山支所とするため、条例を廃止するものであります。

議案第116号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第136号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの21議案は、平成26年度各会計の決算に伴う調整、職員給与の調整のほか、事業執行上緊急を要する事業及び事業執行における過不足の調整等による補正であります。

議案第137号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、紀の川市上鞆、中鞆、下鞆、東部、赤沼田地区の辺地の総合整備計画において、事業費の額及び辺地対策事業債の予定額を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第138号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更に関する協議については、平成28年3月31日をもって那賀老人福祉施設組合が解散することに伴い、規約変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第139号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてから、議案第140号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議についてまでの2議案は、那賀老人福祉施設組合の解散に伴い、財産処分及び事務承継にすることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き担当部長から詳細説明をいたしますので、御審議の上、御意見、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、補足説明を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） おはようございます。それでは、諮問第4号から諮問第6号までの人権擁護委員候補者の推薦について、御説明させていただきます。

議案書1ページからとなっております。

今回、人権擁護委員3名が、来る平成27年12月31日をもって任期満了となりますので、谷脇 誠氏については再任を、また井端隆彦氏、河野 啓氏については、新たに人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく諮問をするものでございます。

人権擁護委員法の規定により、市町村長は、その市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められており、これにより議会の意見を求めるものでございます。

議案書1ページ、お願いいたします。

諮問第4号につきましては、住所、紀の川市切畑749番地、氏名、谷脇 誠、生年月日、昭和24年2月3日生まれでございます。

続いて議案書2ページ、諮問第5号につきましては、住所、紀の川市名手市場1358番地11、氏名、井端隆彦、生年月日、昭和28年6月5日生まれでございます。

諮問第6号につきましては、住所、紀の川市名手西野50番地3、氏名、河野 啓、生年月日、昭和30年1月3日生まれでございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。

以上、諮問3件につきまして、よろしくお願いいたします。

3名の略歴等につきましては、別冊の議案資料1ページから3ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 会計管理者 森脇澄男君。

○会計管理者（森脇澄男君）（登壇） おはようございます。それでは、議案書の4ページ、議案第82号 平成26年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案書25ページ、議案第103号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの22議案について、一括して提案説明をさせていただきます。

平成26年度紀の川市各会計の歳入歳出決算については、去る7月31日から8月5日までの間、監査委員による決算審査を受け、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

それでは、逐次会計ごとに御説明させていただきたいと思いますが、会計数が多数となっておりますので、平成26年度紀の川市一般会計歳入歳出決算書及び平成26年度紀の川市特別会計、公営企業会計歳入歳出決算書に合わせて添付させていただいております平成26年度決算主要施策の成果その他の報告書により御説明申し上げますので、よろし

くお願いします。

まず、1ページ、2ページの平成26年度会計別決算収支の状況をごらんいただきたいと思います。

一般会計では、歳入総額343億971万4,478円、歳出総額336億3,085万9,215円、歳入歳出差引額は6億7,885万5,263円であります。

また、平成27年度へ繰り越した事業に充当する財源2億172万円を差し引いた実質収支は、4億7,713万5,263円となっております。

なお、住宅新築資金等貸付事業特別会計から平池財産区特別会計までの21の特別会計につきましても、実質収支が黒字となっております。金額については省略させていただきます。後ほど御高覧のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、3ページ、4ページの平成26年度会計別歳入歳出決算の状況をごらんください。

一般会計の歳入であります。予算現額と歳入決算額を対比する収入率は95.9%となっております。これは、繰り越し事業に充当する国庫支出金、市債等が翌年度に繰り越しとなったことが影響しております。

一方、歳出では、予算現額と歳出決算額を対比する執行率については、厳しい財政状況を踏まえた中で、各費目とも適切な予算執行に努めたことや18の事業を平成27年度に繰り越したため、94.0%となっております。

次に、5ページの地方債の状況をごらんください。

一般会計では、平成26年度の発行額が52億2,570万円に対し、償還額が43億9,567万1,000円となっており、実質8億3,002万9,000円増加し、平成26年度末現在高は356億3,038万3,000円となっております。なお、平成26年度借り入れ分は、全てが普通交付税に算入される起債であり、後年度においても普通建設事業に充当できる合併特例債を有効に活用することで、実質償還額の軽減が図れるものと考えております。

次の6ページには、特別会計の状況を記載しております。平成26年度の発行額は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計で200万円、公共下水道事業特別会計で4億7,030万円、簡易水道事業特別会計で4億1,450万円であります。

7ページ、8ページには、地方債の年度別償還予定の状況を記載しております。後ほどごらんおきください。

9ページから16ページには、普通会計の状況を記載しております。9ページ、10ページをごらんください。

通常、地方公共団体の財政状況をあらわす場合、この普通会計がベースとなります。紀の川市における普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得事業特別会計の3会計で構成されております。

平成26年度収支等についての特徴点を説明させていただきます。

都市公園の整備、市民体育館建設や河南学校給食センターの建設等に伴い、普通建設事業費が前年度に比較して14億1,897万3,000円の大幅な増額となったため、歳入総額343億3,134万2,000円、歳出総額336億4,262万9,000円、ともに決算額は前年度を上回っております。

収支の状況につきましては、実質収支で4億8,699万3,000円の黒字、単年度収支は1億5,220万円の赤字となりました。また実質単年度収支は、財政調整基金から6億158万5,000円を取り崩したことにより、赤字となりました。しかし、減債基金へ5億1,633万3,000円を積み立てることができましたので、おおむね良好な決算状況であると考えております。

11ページ、12ページの歳入の状況をごらんください。

まず地方税につきましては、個人所得が減少したため、前年度と比較して1,104万4,000円、率にして0.2%と若干の減額となっております。

地方交付税では、普通交付税で公債費算入分の増加等の要因により、前年度と比較して4,331万7,000円の増額、98億1,950万4,000円となりました。

国庫支出金は、前年度と比較して11億7,148万1,000円の増額となっております。

主な要因といたしましては、がんばる地域交付金の増加によるものです。

地方債は、都市公園整備事業債及び紀の海広域施設整備事業債の増加に伴い、前年度と比較して8億9,090万円の増額となっております。

続きまして、15ページ、16ページの性質別歳出の状況をごらんください。

人件費につきましては、平成25年度に給与カットを実施しましたが、人事院勧告による復元に伴いまして、前年比1億5,717万5,000円の増額となっております。

次に物件費では、施設の建設による維持管理費の増加等により、前年度と比較して2億1,012万6,000円の増額となっております。

扶助費では、前年度と比較して3億4,668万5,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金等の増加によるものです。

補助費等では、紀の海広域施設組合等への負担金の増により、前年度と比較して6億1,962万2,000円の増額となっております。

公債費では、前年度と比較して2億8,490万9,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、25年度に合併推進事業債の繰り上げ償還を行ったことによるものです。

積立金では、地域振興基金への積み立ての減少により、前年度と比較して1億1,899万6,000円の減額となっております。

投資的経費のうち、普通建設事業費は前年度と比較して14億1,897万3,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、都市公園整備事業や河南学校給

食センター建設整備事業等に係る事業費が増加したことによるものです。

続きまして、17ページの基金の状況をごらんください。

条例に基づき設置している全会計分の基金の状況について、平成25年度末現在高から平成26年度末現在高までの推移について記載をしております。普通会計では、財政調整基金、人材育成基金、地域振興基金、貴志川線存続基金で7億8,364万2,000円を取り崩しましたが、減債基金等への積み立てもできたため、前年度と比較して2億5,915万5,245円の減額にとどまっております。

また、特別会計を含めた全会計では、2億8,706万2,276円の減額となっております。

以上、一般会計、普通会計を中心に、決算状況について御説明いたしましたが、各会計の款項目ごとの決算内容につきましては、各担当課室ごとに歳入歳出の実績に関する科目の予算現額、収納及び支出済み額、事業等実施内容を20ページ以降に記載をしております。

次に、平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の状況であります。別添の平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書で説明させていただきます。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされております。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、まず健全化判断比率につきましては、いずれの比率においても、ごらんのとおり早期健全化基準を下回っております。次のページをごらんください。資金不足比率につきましても、いずれも会計においても資金不足額が生じておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

最後に、本市会計の財政は厳しい状況に置かれています。監査委員から提出された審査結果を真摯に受けとめ、今後さらなる健全な財政運営に努めてまいりたいことを申し上げ、提案説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案第104号及び議案第105号の2議案について、説明をさせていただきます。

まず、議案第104号 平成26年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを御説明申し上げます。

議案書の26ページでございます。

特別会計、公営企業会計決算書の212ページからをごらんください。

212ページから215ページまでは、税込みによる決算の状況で、212、213ページは収益的収入及び支出を、214、215ページでは資本的収入及び支出を示してお

り、予算計上に伴う決算の状況を示してございます。

215ページの決算額をごらんください。

上段、資本的収入では、税込み総収入は5億8,424万1,122円、下段、資本的支出では、総支出は9億8,581万1,822円で、資本的収支不足額4億157万700円の補填方法は、表下に表示しておるとおり、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填をいたしました。

おめくりをいただきまして、216ページ、平成26年度紀の川市水道事業損益計算書をごらんください。

収益的収入及び支出の税抜き経理の状況でありまして、下から4行目、当年度分の損益としましては、4,850万7,738円の純損失となりました。損失の主な原因は、平成26年度からの地方公営企業法の改正により、引当金の経理が導入されたことによるものでございます。平成25年度までに引当金に経理しておくべき金額については、平成26年度決算に限り、その他特別損失で一括経理することとなっており、損益計算書の下から4行目の欄で経理をしております。

その他特別損失の大半は、貸倒引当金の計上でございます。その他特別損失8,634万1,000円のうち、7,457万2,000円が貸倒引当金でございます。これは現金の支出はございませんが、損益上は費用化する必要がございます。

また、法改正の影響で下から2行目に、その他未処分利益剰余金に変動がある項目が追加され、変動額は18億5,983万3,621円となっております。

平成26年度におきましては、当年度の変動額に平成25年度以前の法改正遡及分が入ってきており、遡及適応による影響額は15億7,257万6,165円でございます。この変動額につきましては、制度改正による調整額でありまして、当年度に新たな利益が生まれたわけではありません。前年度繰越利益剰余金とあわせまして、当年度未処分利益剰余金は19億1,007万9,369円となりました。

未処分利益剰余金の処分につきましては、217、218ページの下段の表をごらんください。

（4）平成26年度紀の川市水道事業剰余金処分計算書案をごらんください。

剰余金の処分につきましては、議決事項となっております。資本的収支不足額の補填に使った減債積立金1億6,725万7,456円並びに建設改良積立金1億2,000万円を自己資本金に組み入れをし、残りは翌年度へ繰り越すものとしてございます。

現金預金の状況ですが、219ページの中段、2項、流動資産の欄をごらんください。

一部現金預金としましては、28億5,487万4,480円で、対前年度比5億4,500万円の増となっておりますが、これは旧那賀町の穴伏浄水場の更新工事の関係で発行しました起債については年度末に借り入れされておりますが、支払いについては4月支払いとなったため、決算上未払い金となっております。実質の現金預金の残高は、前年度並みの約23億円程度となります。

221ページからは、決算附属資料となっております。

223ページの業務実績をごらんください。

昨年4月1日で高野・五百谷簡易水道並びに野田原・脇谷簡易水道を上水道に統合いたしました。その関係で給水人口は190人の増となっておりますが、簡水の統合がなければ339人の自然減となります。また配水量並びに給水量については、近年の傾向どおり減少となっております。

その他の資料については、後ほどごらんおきをお願いいたします。

議案第104号については以上でございます。

次に、議案第105号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを御説明申し上げます。

議案書の27ページでございます。

特別会計、公営企業会計決算書の249ページからをお開き願います。

249ページから252ページまでは、税込みによる決算の状況で、249、250ページは、収益的収入及び支出を、251、252ページでは、資本的収入及び支出を示しており、予算経理を伴う決算の状況を示しております。

252ページをごらんください。

上段、資本的収入の決算額は2,079万2,160円、下段、資本的支出の決算額は3,408万7,195円で、資本的収支不足額1,329万5,035円の補填方法は、表下に表示しているとおり、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填いたしました。

おめくりいただきまして、253ページ、平成26年度紀の川市工業用水道事業損益計算書をごらんください。

収益的収入及び支出の税抜き経理の状況でありまして、下から4行目、当年度純利益は841万4,257円でございます。前年度繰越利益剰余金、制度改正によるその他未処分利益剰余金返納額と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は3,834万1,160円となりました。

未処分利益剰余金の処分につきましては、次の254ページ、255ページの下段（4）平成26年度紀の川市工業用水道事業剰余金処分計算書案をごらんください。

剰余金の処分につきましては、議決事項となっております。先ほどの当年度未処分利益剰余金3,834万1,160円のうち、資本的収支不足額の補填に使用した減債積立金1,110万2,635円を自己資本金に組み入れ、また新たに翌年度以降の起債償還のために1,000万円を減債積立金に積み立て処分し、残りは未処分のまま翌年度へ繰り越すものとしてございます。

工業用水道会計における現金預金の状況ですが、256ページ中段の2項1号、流動資産の現金預金の欄をごらんください。

平成26年度末残高は1億1,366万1,482円で、対前年度比は23万170円

の増でございます。

258ページからは、決算附属資料となっております。後ほどごらんおきいただきますようお願い申し上げます。

議案第105号については、以上でございます。

以上、2議案について、御審議の上、御可決、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） それでは、議案第106号 工事請負契約の締結について、補足説明をいたします。

議案書28ページをごらんください。

工事請負契約の締結についてでございますが、下記のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、紀の川市防災行政無線デジタル化工事。契約の方法は、公募型プロポーザルによる随意契約。契約の金額は、8億3,637万360円。契約の相手方は、和歌山市紀三井寺849番地の3、株式会社サイバーリンクス、代表取締役村上恒夫でございます。

提案理由は、平成27年度一般会計当初予算で議決を得ました紀の川市防災行政無線デジタル化工事について、7月27日、紀の川市役所3階庁議室において、2社による公募型プロポーザルを行ったところ、ただいま御説明申し上げましたとおり決まりましたので、請負契約締結の議決をお願いするものでございます。

御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。なお、別冊議案資料の4ページに、議案第106号資料として紀の川市防災行政無線システム系統図を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第107号 工事請負契約の一部変更について、補足説明を申し上げます。

議案書29ページをごらん願います。

平成26年第2回定例会で議決を経た市道調月三和線道路新設改良その3工事請負契約の一部変更をお願いするものでございます。

変更後の契約金額は、7億7,272万9,200円でございます。変更前の契約金額6億9,973万2,000円に対し、7,299万7,200円の増額となっております。なお、議案資料5ページに図面を添付してございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の30ページをごらんください。

議案第108号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日の施行に伴い、必要な事項を定めるためでございます。

31ページをごらんください。

第1条は、法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めることをこの条例の趣旨と規定しており、本条例を定めることにより、社会保障や地方税、防災の分野において、特定個人情報を個人番号を用いて市長部局内、教育委員会内で情報連携することができ、また市長部局と教育委員会の間で特定個人情報の提供ができるようになります。

第2条は、用語の意義を定めております。

第1号の個人番号とは、住民票コードを変換してつくられた12桁の個人を識別するための番号をいいます。

第2号の特定個人情報とは、個人番号と個人情報を結びつけた情報をいいます。

第3号の個人番号利用事務実施者とは、この条例において、市長、教育委員会及び個人番号利用事務の委託を受けた者をいいます。

第4号の情報提供ネットワークシステムとは、総務大臣が設置・管理する行政機関の間をつなぐネットワークシステムのことをいいます。

第3条は、市の責務として、個人情報保護の観点から、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、地域の特性に応じた社会保障政策を推進する施策を実施するものと規定しております。

第4条は、個人番号の利用範囲を規定しており、第1項で市が個人番号を利用する事務を法別表第2の第2欄に掲げる事務と規定しております。

第2項では市が個人番号を利用する事務を処理するために市長部局内、教育委員会内で個人番号を利用して、みずからを有する特定個人情報と情報連携できることを規定しております。

32ページをごらんください。

第5条は特定個人情報の提供に関する規定でございます。

第1項は、法では個人情報の取り扱いが地方公共団体の機関単位となっているため、市長部局と教育委員会間の部局をまたがる特定個人情報の提供について規定しております。

第6条は委任規定で、法の施行に関し、必要な事項は市長が別に定めるものでございます。

附則といたしまして、条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。御審議、お願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、議案第109号から議案第111号まで、一括して提案理由の補足説明をさせていただきます。

33ページをお願いいたします。

議案第109号 紀の川市個人情報の保護に関する条例の全部改正についてです。通称マイナンバー法が施行され、個人番号は個人情報に該当し、個人番号をその内容に含む特定個人情報及び情報提供等記録について、より厳格な保護措置を講じることとなり、条例改正を行うもので、また既存条例の目的、定義、その他規定の追加もございまして、改正箇所が多岐にわたるため、全部改正としております。

まず34ページをお願いいたします。

第2条第2号では、個人情報の定義を個人に関する情報から生存する個人に関する情報に改め、第4号では、厳格な保護措置を講じる必要があるため、個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義しています。また、第7号及び第8号において、用語の取り扱いを明確化するため、事業者本人についての定義を設けました。

次のページの第4条、第5条では、市の責務に加え、広く個人情報の保護の重要性の認識を図るため、事業者の責務と市民の責務を新たに規定しております。

第6条では、特定個人情報保護評価による特定個人情報の保護措置として、個人番号を用いることが住民の利便性、行政運営の効率化等の効果をもたらす一方、プライバシー侵害等の危険性も有しているため、紀の川市個人情報保護審査会を第三者として意見を聞く旨、規定しております。

37ページをお願いいたします。

中段の第12条におきまして、特定個人情報の利用及び提供の制限について規定し、特定個人情報の目的外利用は個人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合に限り認め、情報提供等記録は目的外利用を禁止すると定めております。

また、次の38ページから41ページにかけまして、第13条から第17条におきまして、特定個人情報の開示請求について規定し、特に第17条では、個人情報の開示または不開示の基準を明確化するため、保有個人情報の開示義務を設け、開示できる情報と開示できない情報を整理しております。

続きまして、42ページをお願いいたします。

42ページの第25条から、次のページの第28条にかけて、特定個人情報の利用停止等を規定するとともに、行政機関と行政機関を結び、情報のやりとりを行う情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関間でやりとりされたかに係る記録である情報提供等記録が個人番号を含むことから、通常の特定期間と一部取り扱いが異なるため、利用停止請求を認めない旨を規定しております。

最後に45ページ、お願いいたします。

附則で、第1項で施行日を平成27年10月5日からとし、第2項で経過措置を規定しております。

続きまして46ページ、お願いします。

議案第110号 紀の川市情報公開条例の一部改正について、47ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条が、本条例の定義を規定した条であり、第2号の公文書の定義について、改正後は、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの、ただし官報・公報等の不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除くに改めるものでございます。

改正前は、決裁や供覧等をしていないと開示できないという規定であり、また管理している者に限定された規定でありましたが、今回の改正により、決裁や供覧等をしていなくても、資料等として当該実施機関が保有している文書についても公文書として開示できるよう規定するものであります。

続いて第6条は、公文書の開示義務を規定した条であり、今回、字句の整理として、公開を開示に、非公開情報を不開示情報といたしております。また開示できない情報として、人の身体を保護するために公にできない情報、公にすることにより事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある租税の賦課もしくは徴収の情報を追加しております。

50ページ、お願いいたします。

第7条は、第6条に規定された開示できない情報と開示できる情報が混在した公文書を開示する際、開示できない部分を除いた公文書の部分的な開示を規定した条であり、今回の改正で特定の個人を識別することができる情報が記録されていても、それを除くことで個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは開示する旨の規定を追加しております。

次のページの第9条は、字句の整理を行っています。

第10条は、開示請求に対する措置を規定した条で、第3項では開示文書に第三者の情報がある場合は、第三者の意見を聞くことができる旨の規定がございましたが、明確な第三者の規定がなかったため、今回新たに定義したものでございます。

第11条、52ページの第12条、第15条及び第17条につきましては、字句の整理等を行っております。

今回の改正に当たり、先出の条例を参考とし、先ほどの個人情報の保護に関する条例とも整合性のとれるような改正を行っております。

続きまして54ページ、お願いいたします。

議案第111号 紀の川市税条例の一部改正について、改正部分につきましては新旧対照表の55ページから69ページまででございます。

今回の改正の主な内容は、平成28年1月から開始されるマイナンバー制度により、地

方税法等の改正に関連する市民税、固定資産税、軽自動車税の申告や減免の申告などの個人番号または法人番号等の規定の条文整備でございます。

マイナンバー制度により、個人・法人住民税などの申告や減免申請の提出に当たり、個人番号及び法人番号を記載することで添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、住民の負担が軽減されることになります。

改正では、個人・法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税の申告や減免申請などの際に、個人番号及び法人番号の記載を求めるための改正でございます。

附則で、施行日を平成28年1月1日とし、あわせて経過措置を規定しております。

以上、3議案の補足説明を終わらせていただきます。御審議お願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） それでは、議案第112号 紀の川市防災会議条例の一部改正について、補足説明をいたします。

議案書70ページをごらんください。

紀の川市防災会議条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしましては、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、条例の所要の改正を行うものでございます。

71ページをごらんください。

紀の川市防災会議の所掌事務を規定してございます第2条でございますが、その中の第4号で、水防法に規定する水防計画を調査審議することを規定し、これについては改正後もその規定は変わりませんが、今回、水防法の第32条で津波関係の法整備がされたことにより、水防計画に関する規定が第33条に繰り下げになったことによる今回の条例の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第113号 紀の川市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書72ページをお願いします。

マイナンバー法の制度の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

73ページの改正条例、お願いいたします。

紀の川市手数料条例の一部を改正する条例でございます。第1条として別表中の11号の次に11の2号を加えるもので、内容は、通知カードの再交付に際しての手数料を定めるものでございます。

第2条は、別表中の11号の住民基本台帳カード手数料を、個人番号カードの再交付手数料に改正するものでございます。

附則として、この条例は平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 地域振興部長 森田英嗣君。

○地域振興部長（森田英嗣君）（登壇） それでは、議案第114号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書75ページをお開きください。

紀の川市支所及び出張所設置条例の一部を別紙のとおり改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、紀の川市粉河支所の移転に伴い、支所の位置を改正させていただくものでございます。

次のページをごらんください。

別表の粉河支所の位置を、紀の川市粉河412番地から、紀の川市粉河580番地に改正させていただくものでございます。

附則といたしまして、本条例の施行日を平成28年1月1日と定めております。

なお、議案資料の6ページに移転先を添付しておりますので、御高覧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ここで、しばらく休憩いたします。再開は、午前10時50分といたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時51分）

○議長（高田英亮君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、補足説明を続けます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 議案第115号 紀の川市IT親子ホール条例の廃止について、補足説明をさせていただきます。

議案書77ページをお開きください。

紀の川市IT親子ホール条例を廃止するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、平成25年4月に、地域振興部桃山支所がIT親子ホールに移転し、紀の川市支所及び出張所設置条例に、桃山支所の位置を当該施設に変更したこと、また本年8月9日をもって桃山図書館を閉館したことにより、紀の川市IT親子ホール条例第1条の設置目的を変更し、かつ第4条に規定する施設の機能が全てなくなることに伴い、本条例を廃止いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の79ページをごらんください。

議案第116号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

表題に、補正予算書と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,536万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ314億9,488万6,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入では、市税、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、寄附金、繰越金、諸収入、市債を増額し、分担金及び負担金、県支出金、繰入金を減額しております。

続きまして、4ページ、5ページの歳出につきましては、事業執行上、急を要する事業について補正措置をしております。

6ページをごらんください。

第2表、地方債補正として、公共土木施設災害復旧事業を追加し、農業施設整備事業及び臨時財政対策債の限度額を変更しております。

それでは、別冊の一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページをごらんいただきますと思います。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

1款、市税、1項、市民税、個人市民税所得割につきましては、株式譲渡所得の増により、2,800万円の増額でございます。

9款、地方特例交付金と10款、地方交付税は、普通交付税の算定により増額としております。なお、本年度の普通交付税は102億1,383万4,000円で、前年度と比較して4.0%の増となっております。

12款、分担金及び負担金、2項、負担金、1目、民生負担金、保育所・保育料現年分は、子ども・子育て新制度により算定した結果、1,633万4,000円を減額しております。

4ページをごらんください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、保育所・園運営費負担金は、子ども・子育て新制度施行により、私立保育園運営委託料が増額となったことに伴いまして、4,714万円の増額でございます。

2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金2,498万7,000円の増額。社会保障税番号制度の個人番号カード交付に係る補助金であります。

2目、民生費国庫補助金、2節、児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て新制度施行に伴い、3,718万9,000円の増額であります。

5ページをごらんください。

15款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金、2節、児童福祉費補助金4,691万6,000円の減額。子ども・子育て支援交付金へ移行することによる補正でございます。

17款、寄附金、1項、寄附金、1目、一般寄附金は、寄附いただいた方に特産品等のお礼を贈呈することによる増額を見込んでおります。

18款、繰入金、1項、特別会計繰入金は、住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金で、前年度貸付金元利収入の確定による増額でございます。

6ページをごらんください。

2項、基金繰入金は、財源調整のため、財政調整基金からの繰入額を6億7,868万1,000円減額しております。

19款、繰越金は、平成26年度決算額確定により、4億2,713万5,000円の増額としております。

20款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入のうち、一部事務組合負担金の前年度精算金を4,506万8,000円増額。青洲の里に整備する電気自動車充電設備に対しての助成金880万2,000円を増額しております。

21款、市債、1項、市債、7目、臨時財政対策債は、普通交付税の決定により、1億9,430万円を増額しております。

7ページをごらんください。

歳出は、国・県支出金返還金を除く主な事業について、御説明申し上げます。

2款、総務費、1項、総務管理費、16目、まちづくり推進費161万2,000円の増額。ふるさとまちづくり寄附をしていただいた方に、特産品等を贈呈することにより、自主財源の確保を図るとともに、特産品をPRし、地域振興を図る事業でございます。

17目、基金費、基金積立事業のうち減債基金積立金2億3,900万円は、地方財政法第7条の規定で、前年度決算剰余金の2分の1以上の額を地方債の繰り上げ償還もしくは基金に積み立てることとされていますので、減債基金へ積み立てるものでございます。

3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事業では、社会保障税番号制度での通知カード、個人番号カード発行に伴い、地方公共団体情報システム機構への負担金等を増額しております。

8ページをごらんください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、10目、国民年金費54万円の増額。国民年金の納付猶予制度の変更に伴い、国の100%補助を受け、システム改修を行う事業でございます。

9ページをごらんください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、6目、児童福祉施設費、私立保育園運営事業9,228万5,000円の増額。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、私立保育園に交付

する委託料の単価が引き上げられたこと及び延長保育促進事業補助金の一部と保育士等処遇改善臨時特例事業補助金が運営委託料に組み込まれたことにより増額となっております。

11ページをごらんください。

4款、衛生費、2項、清掃費、1目、清掃総務費、紀の海広域施設組合事業632万3,000円の増額。熱回収施設整備に係る負担金でございます。

6款、農林業費、1項、農業費、4目、農業振興施設費、青洲の里整備事業2,593万円の増額。新規事業で道の駅青洲の里の登録に当たり、電気自動車急速充電設備の設置のほか、ワイファイ環境の整備、駐車場及び施設の周辺整備を行う事業でございます。

12ページをごらんください。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費、消費者行政事業115万9,000円の増額。県の100%補助を受けて、消費者相談の案内ステッカーの作成や消費者被害を未然に防ぐための出前講座などを実施する事業でございます。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、1目、道路橋梁総務費、京奈和関空連絡道路促進事業500万8,000円の増額。京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会が設立され、事業の早期実現に向けた啓発活動として、懸垂幕や看板を設置する事業でございます。

13ページをごらんください。

9款、消防費、1項、消防費、3目、非常備消防費、消防団運営事業70万5,000円の増額。公務災害補償共済基金の助成金を活用し、反射チョッキと救命胴衣を購入するものでございます。

14ページをごらんください。

11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費306万2,000円の増額。7月の台風11号により被災した市道の災害復旧を行う事業でございます。

最後に、12款、公債費は、臨時財政対策債の借入れ額の確定に伴い、長期債元金を565万6,000円増額するものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議、お願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第117号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、7ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ985万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,485万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の3ページをごらん願います。

歳入でございますが、前年度繰越金の確定による調整でございます。

4ページの歳出につきましては、人事異動による人件費の調整と一般会計への繰出金の

増額のほか、地方債の繰り上げ償還に伴う元金利子の調整でございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第118号から議案第120号までの3議案について、御説明を申し上げます。

議案書は81ページから83ページでございます。

まず、議案第118号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

予算書の10ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億484万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億3,584万8,000円とするものでございます。

第2項、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

別冊の補正予算説明書をお願いいたします。

3ページの歳入から御説明申し上げます。

1款、国民健康保険税は、本算定による調定額の確定により、1目、一般被保険者保険税で880万円の増額。2目、退職被保険者等保険税で10万円の減額。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、介護納付金負担金、4目、後期高齢者支援金負担金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金、4款、療養給付費等交付金は、歳出の補正に伴う所要の補正でございます。

9款、繰入金では、国民健康保険事業運営基金からの繰り入れ4,035万8,000円を増額してございます。

10款、繰越金、1項、1目、療養給付費交付金繰越金は、前年度の療養給付費交付金の返還が見込まれることから、繰越金1,124万3,000円、2目、その他繰越金、1,814万9,000円は、前年度の決算に伴います繰越金の補正でございます。

5ページの歳出について、御説明申し上げます。

3款、後期高齢者支援金等、4款、前期高齢者納付金等、6款、介護納付金は、本年度の支援金、納付金が確定されたことに伴い、所要の補正をお願いするものでございます。

8款、保健事業費につきましては、脳ドックの受診定員を増員するための委託料108万8,000円、データヘルツ計画策定委託料880万円を、11款、諸支出金は26年度療養給付費等に係る国・県及び支払基金の支出金等に超過交付が発生したことにより、返還金などの補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第119号 平成27年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書13ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,148万1,000円とするものでございます。

第2項、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

14ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入では、一般会計繰入金548万1,000円の増額。

15ページ、歳出では、4月1日付の人事異動に伴う所要の経費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第120号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

同じく補正予算書、16ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ115万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,915万6,000円とするものでございます。

第2項、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

17ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入では、繰越金115万6,000円の増額。

18ページ、歳出では、前年度繰越金に伴う納付金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金の補正をお願いするものでございます。

以上、議案第118号から議案第120号までの3議案の説明でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第121号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、19ページをお願いします。

平成27年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,348万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ65億7,248万5,000円と定めるものでございます。

歳出補正の主な内容についてであります。別冊の紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、7ページをお願いいたします。

3款、1項、1目、25節、積立金707万3,000円は、平成26年度の決算にお

ける繰越金のうち、後年度に必要な財源を除いた額を準備基金への積み立てをお願いするものでございます。

また、4款、2項、1目、包括的支援事業費の人件費の補正は、介護保険事業会計の補助基準であります3職種の1つ、社会福祉士の資格を持つ職員の人事異動による補正でございます。

また、8ページの6款、1項、2目償還金につきましては、平成26年度介護給付費の確定により、国・県支出金返還金の予算措置をお願いするものでございます。財源につきましては、繰越金とあわせ制度内の財源充当による予算措置を行ってございます。

なお、3ページ、4款、1項、支払基金交付金の減額につきましては、平成26年度の介護給付費の確定に伴う超過分を現年度の交付金で相殺する予算措置でございます。

以上、議案第121号の説明といたします。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第122号から議案第124号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第122号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

別冊の補正予算書、22ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,646万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,453万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の3ページをごらん願います。

歳入では、前年度繰越金の確定による一般会計繰入金の調整でございます。

4ページから5ページの歳出でございますが、人事異動による人件費の調整と地方債の借入額確定に伴う元金利子の調整を行うものでございます。

次に、議案第123号 平成27年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

別冊の補正予算書、25ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,629万9,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の3ページをごらん願います。

歳入では、前年度繰越金の確定による一般会計繰入金の調整でございます。

4ページの歳出では、予備費の減額を計上してございます。

次に、議案第124号 平成27年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

別冊の補正予算書、28ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,049万9,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の3ページをごらん願います。

歳入では、前年度繰越金の確定による一般会計繰入金の調整でございます。

4ページの歳出では、予備費の減額を計上してございます。

以上、3議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案書の88ページ、議案第125号平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを説明させていただきます。

別冊の補正予算書の31ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ327万円を追加し、歳入歳出それぞれ9億6,327万円に補正をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

32ページ、歳入については、5款、繰入金、1項、一般会計繰入金並びに6款、繰越金、1項、繰越金を、33ページの歳出においては、2款、公債費、3款、予備費を補正計上しております。

補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページ、4ページをごらんください。

内容は、歳入においては、前年度繰越金の確定及び地方債償還金の確定による一般会計繰入金の調整。

歳出では、地方債償還に伴う償還元金及び償還利息の確定による所要の補正と予備費の調整を行うものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） それでは私のほうから、議案書89ページの議案第126号平成27年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、議案書99ページの議案第136号平成27年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案について、一括して御説明申し上げます。

本11議案につきましては、池田、田中、調月財産区特別会計を除く8財産区は、前年度決算確定における繰越金の補正に伴い、歳入で、財政調整基金繰入金を減額するとともに、歳出で、財政調整基金積立金及び予備費で、それぞれ予算調整を図ったものでございます。

議案第126号平成27年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度決算調整を図ったほか、歳出で、施設修繕費及び地元南勢田地区から要望がございました児童館修繕に係る補助金を計上させていただいてございます。

また、議案第127号の田中財産区におきましても、地元尾崎地区の集会所新築事業及び田中地区児童館改修事業に対する補助金を、さらに議案第134号の調月財産区におきましても、地元自治区が実施するイベントに対する補助金を補正予算措置させていただいてございます。

以上が、補正予算の内容でございます。

なお、補正額につきましては、別とじのそれぞれの財産区補正予算書の第1表、歳入歳出予算補正に、またその詳細につきましては、特別会計補正予算に関する説明書に記載してございますので、お目通しをいただきますようお願いをいたします。

以上、11議案につきまして、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案第137号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、説明申し上げます。

議案書の100ページからでございます。

平成24年第1回定例会において、上鞆渚、中鞆渚、下鞆渚、東部の4辺地、また平成26年第3回定例会において、赤沼田辺地の追加をお認めいただき、現在5辺地にまたがり麻生津簡易水道施設整備事業を実施しているところでございますが、当初計画時における事業費並びにその財源について変動してきており、県に提出しております総合整備計画の変更をかけるため、上程申し上げるもので、提案説明としましては、紀の川市上鞆渚、中鞆渚、下鞆渚、東部、赤沼田、辺地総合整備計画について、事業費の増額により、辺地対策事業債の予定額を変更するためでございます。

議案書101ページからは、各辺地ごとに当初計画との比較表を添付しておりますので、御高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 112ページ、お願いいたします。

議案第138号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更に関する協議について、平成28年4月1日から那賀老人福祉施設組合の解散により、和歌山県市町村総合事務組合から脱退するため、規約を変更するものでございます。

添付資料7ページに、規約の新旧対照表を添付しておりますので、御高覧ください。

御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第139号及び議案第140号の2議案について、補足説明させていただきます。

議案書115ページをお願いいたします。

議案第139号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての協議書は、現在、那賀老人福祉施設組合で所有しています土地及び建物を、組合の解散に

に伴い、第1条で土地についての、第2条で建物についての処分規定を定め、関係市と協議するためのものがございます。

続いて、議案書117ページをお願いします。

議案第140号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議についての協議書であります。第1条では解散に伴う決算事務、監査事務の審査、議会の認定事務を、第2条では決算において生じる剰余金についてを、紀の川市が引き継ぐものと規定し、第3条及び第4条では建物の撤去にかかる経費及び組合から引き継いだ債務の支出の経理方法、第5条で組合の所有する備品、第6条で組合の公文書、第7条では職員の受け入れについての規定を設け、第8条で定められない事項、または疑義が生じた場合、関係市と協議し定める旨を規定し、協議するためのものがございます。

以上、議案第139号及び議案第140号の補足説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） なければ、ただいま提案理由の説明がありました議件のうち、議案第82号から議案第103号までの平成26年度各会計決算について、監査委員よりそれぞれ決算審査意見書が提出されており、本日代表監査委員に出席を求めていますので、監査報告をしていただきます。

代表監査委員 箕輪光芳君。

○代表監査委員（箕輪光芳君）（登壇） 委員を代表して、審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月31日及び8月3日から5日かけての4日間、監査委員の岩坪委員、竹村委員と私の三人で、市長より審査に付されました平成26年度紀の川市一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況、また平成26年度紀の川市公営企業会計、すなわち水道事業会計と工業用水道事業会計の決算審査、さらに平成26年度財政の健全化及び公営企業の経営健全化の審査を行いましたところ、審査に付されました各会計歳入歳出決算書、同じく事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、違法並びに錯誤を認めず、その計数等は符合して正確であり、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われておりましたので、ここに御報告申し上げます。

これらの決算審査とあわせて、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基準となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率においては、全て早期健全化基準及び経営健全化基準を大きく下回り、本市の財政状況は良好な状態にあると認められますので、あわせて御報告申し上げます。

なお、各会計歳入歳出決算の状況及びこれらについての審査に関する結果と審査意見書は、さきにお配りしております3冊の小冊子にまとめさせていただいておりますので、ご

らんおきいただきたいと思います。

さて、平成26年度は、前年度より当市の財政規模は大きくなっており、その主な要因といたしまして、歳入については、がんばる地域交付金などの国庫支出金、地方債などの増加によるものであり、歳出については、都市公園整備事業、河南学校給食センター建設整備事業及び紀の海広域施設組合負担金の増加によるものでした。

また、自主財源の根幹をなす市税については、法人市民税においては、企業業績の影響により増収となったものの、個人市民税の所得割の減収、固定資産税については土地の時点修正による減収の影響により、税込総額は前年度より約1,100万円の減収となっており、6年連続して減収という決算状況でございました。

我が国の経済は、回復基調にあると言われておりますが、急激な回復は見込められず、平成29年4月に予定されている消費税の増税による景気への影響等、不透明な部分もあり、予断を許さない状況であります。

このような状況の中で、人口の減少により、自主財源の根幹である市税の収入見込みは減少傾向にあり、普通交付税についても合併算定がえによる増額分が平成28年度以降遞減していくことにより、本市の財政運営は厳しい局面を迎えることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、行財政改革による事業の見直しと効率化を進め、自主性・自立性の高い財政運営に努められることを望みます。

そして、ことし11月には、合併10周年を迎えることとなり、これまで蓄積した行財政運営のノウハウを十分に生かしながら、当市の将来像である「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる紀の川市」の実現に、より一層邁進していくことを期待いたします。

以上で、平成26年度各会計の決算審査と財政の健全化及び公営企業の経営健全化の審査結果についての監査委員の意見といたします。

終わります。

○議長（高田英亮君） 監査報告、ありがとうございました。

以上で、監査委員の決算審査報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの計3件につきましては、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日、直ちに質疑、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号から諮問第6号までの3件については、本日、直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

これより、諮問第4号から諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、質疑、採決を行います。

これより、諮問第4号から諮問第6号に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、順次お諮りします。

諮問第4号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りします。

諮問第5号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りします。

諮問第6号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第6号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

あすから8月31日までは議案精査のため休会とし、9月1日火曜日、午前9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午前11時36分）